

第2次唐津市職員障がい者活躍推進計画

－ 令和7年度～令和11年度 －

令和7年3月

- 唐津市長
- 唐津市議会議長
- 唐津市教育委員会
- 唐津市代表監査委員
- 唐津市農業委員会
- 唐津市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業管理者
- 唐津市消防長
- 唐津市モーターボート競走事業管理者

目 次

1	策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1
2	計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1
3	計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1
4	障がい者雇用等の状況と課題・・・・・・・・	P 2
5	目標設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 3
6	取組内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 5

1 策定の趣旨

令和元年6月の障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の改正、並びに厚生労働大臣が作成する指針に即し、「障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画」として、唐津市においても令和2年4月に「唐津市障がい者活躍推進計画(令和2年度～令和6年度)」を策定し、障がいのある人を対象とした採用試験の実施や働きやすい職場環境の整備など障がい者の雇用促進に取り組んできました。

当初の計画期間が令和6年度末をもって満了することから、これまでの取組状況を踏まえた、新たな計画を策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、障害者雇用促進法第7条の3に定める「障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画」とします。

なお、市全体で障がい者の活躍推進に向けた取り組みを推進するため、各任命権者が連名で計画を策定することとします。

3 計画期間

計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

なお、計画期間中であっても、毎年度、計画の進捗状況を把握・検証し、必要に応じて計画の見直しを行います。

4 障がい者雇用等の状況と課題

1 障がい者雇用の状況

本市の直近5か年の雇用率は、次のとおりです。

なお、下段の雇用率は、当該年度6月1日時点における職員の実績値です。

年度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
法定雇用率	2.50%	2.60%	2.60%	2.60%	2.80%
雇用率(実績値)	2.87%	2.77%	2.61%	2.70%	2.92%

2 職場定着の状況

本市の直近4か年の定着率は、次のとおりです。

年度	R 2	R 3	R 4	R 5
採用1年後の定着率 ※1	— ※2	100%	100%	100%

※1 採用1年後の定着率とは、対象年度中に採用した職員のうち、当該年度の3月31日に在職している職員の割合です。(当該年度の3月31日付け退職者も在籍者に含みます。)

※2 「—」は、対象年度において障がいのある人を採用していないことを示しています。

3 障がい者雇用に関する課題

本市では、障がいのある人を対象とした新規採用試験の実施や会計年度任用職員の積極的な雇用により、障がい者の雇用促進等に取り組んできた結果、直近5か年では、法定雇用率を達成してきたところです。

今後も達成状況を維持するとともに、法定雇用率の引上げ(令和8年7月以降3.0%)に対応していくため、引き続き積極的な雇用や職員の障がいに対する理解促進、また、障がいの特性に応じた配慮を進めるなど、全ての職員が働きやすい環境づくりを目指し、有効な取り組みを検討していく必要があります。

5 目標設定

1 採用に関する目標

【目標】

毎年6月1日時点の全機関の合計実雇用率が法定雇用率を上回る。

機関	目標値	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
	法定雇用率	2.8%	2.8%	3.0%		
唐津市 唐津市消防本部 唐津市ボートレース企業局 唐津市上下水道局 唐津市教育委員会 唐津市議会事務局 唐津市監査委員事務局 唐津市農業委員会事務局	実雇用率	法定雇用率を上回る				

【評価方法】

毎年の任免状況通報により「実雇用率」を把握し評価する。

2 定着に関する目標

【目標】

障がいのある職員の採用後1年間の定着率を100%とすることを目標とする。

機関	目標値	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
唐津市 唐津市消防本部 唐津市ボートレース企業局 唐津市上下水道局 唐津市教育委員会 唐津市議会事務局 唐津市監査委員事務局 唐津市農業委員会事務局	採用1年後の 定着率	100%				

【評価方法】

毎年度採用した職員のうち、当該年度の3月31日に在職している職員について、人事記録等にて確認し評価する。

3 職場等の満足度に関する目標

【目標】

機関	目標値	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
唐津市 唐津市消防本部 唐津市ボートレース企業局 唐津市上下水道局 唐津市教育委員会 唐津市議会事務局 唐津市監査委員事務局 唐津市農業委員会事務局	職場等の満足度に関するアンケートにおいて「仕事に満足している」と回答した者の割合	—	前年度と同等以上の水準を確保する。			

※計画初年度は目標を設定せず、実態に関するデータを収集する。

【評価方法】

毎年6月1日時点で在籍している障がいを持つ職員に対し、アンケート調査を実施し評価する。

6 取組内容

各目標の達成に向け、次の取り組みを進めます。

1 障がい者の活躍を推進する体制整備

- 障がい者の雇用の促進及び安定を図るために、人事課長等を障害者雇用推進者として選任し、次の業務を担う。

- 1) 障がい者の雇用の促進と継続を図るため、必要な設備の設置又は整備をする業務
- 2) 障がい者活躍推進計画の作成・進捗管理に関する業務
- 3) 障がい者採用計画の作成と計画の円滑な実施を図るための業務
- 4) 厚生労働大臣による勧告を受けた際の連絡調整等に関する業務
- 5) 障がい者の任免状況に関する通報とその公表等を行う業務

機関名	障害者雇用推進者
唐津市	人事課長
唐津市消防本部	消防本部消防総務課長
唐津市ボートレース企業局	ボートレース企業局総務管理課長
唐津市上下水道局	上下水道局管理課長
唐津市教育委員会	教育委員会事務局教育総務課長
唐津市議会事務局	議会事務局副局長
唐津市監査委員事務局	監査委員事務局長
唐津市農業委員会事務局	農業委員会事務局長

- 障がい者雇用推進チームの設置

障害者雇用推進者をはじめ、障がい者である職員、関係各課の職員等を構成員とする「障がい者雇用推進チーム」を設置する。

「障がい者雇用推進チーム会議」については、原則として年1回開催し、障がい者活躍推進計画の実施状況の点検・見直し等を議題として扱うものとする。

- 障害者職業生活相談員及びこれに相当する相談員の選任

障害者職業生活相談員に選任された者（選任予定の者を含む。）全員について、佐賀労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。

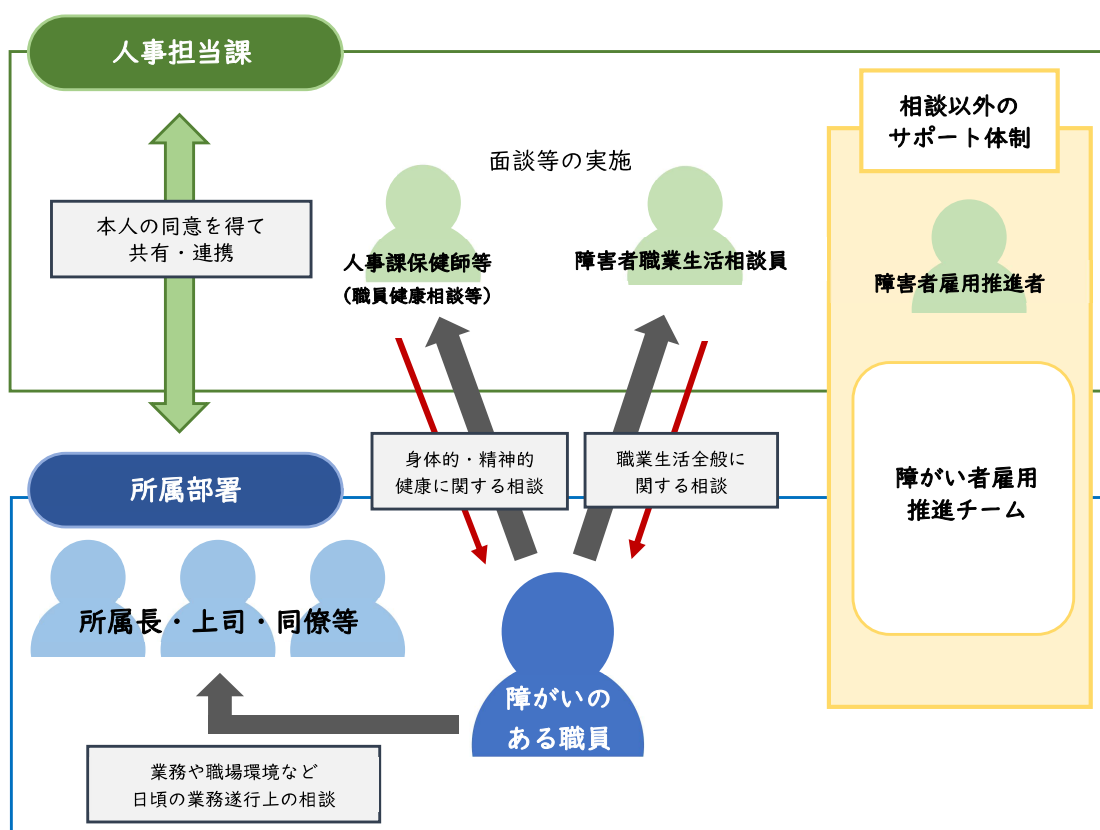
- 研修の実施

職員に対し、障がいに関する理解促進・啓発のための研修等を実施する。

● 相談体制の確保

所属部署では対応が難しい相談などには、障害者職業生活相談員、また、身体的・精神的健康などに関する相談には人事課保健師等が窓口となり、多様な相談先を確保する。

【相談体制イメージ】



2 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出

- 現に勤務する障がい者や今後採用する障がい者の能力、希望も踏まえ、必要に応じて組織内アンケート等を実施し、職務の選定及び創出について検討を行う。
- 人事評価面談等の機会を活用するほか、定期的に面談を行うなどして、障がいのある職員本人の意欲や能力等の把握に努め、継続的に職務の選定・創出を行う。また、アンケート等を実施し、障がい者と業務の適切なマッチングができているか点検を行う。

3 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

職務環境

- 職員個々の障がいの特性に配慮して職務環境を整備するよう努める。また、障がいの特性から必要に応じて就労支援機器の導入を検討する。
- 定期的又は随時の面談、アンケート等の実施により、必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。
- なお、措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、講じる側の過重な負担にならない範囲で適切に実施する。

募集・採用

- 採用選考に当たり、障がい者からの要望を踏まえ、面接における手話通訳者や車いす、補装具、補聴器等を配置するなど障がいの特性に配慮した選考方法や職務の選定を工夫するように努める。
- 募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。
特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定する。
- 常勤職員だけでなく、非常勤職員(会計年度任用職員)としての雇用(短時間勤務を含む)など、障がいの特性等に応じた多様な任用形態の確保に向けた検討を行う。
- 障がいを持つ人を会計年度任用職員として雇用し、業務を行うことを通じて企業への就職につなげるチャレンジ雇用事業を実施する。必要に応じて、仕事の紹介、就労後の就業状況の調査等を行う。

働き方

- 時差出勤、早出遅出勤務、休憩時間の短縮などの柔軟な時間管理制度の利用を促進する。
- 時間単位の年次有給休暇や、病気休暇などの各種休暇の利用を促進するとともに障がいのある職員が働き続けるための休暇の在り方について検討を進める。

4 その他

- 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。
- 障害者就労施設等を対象とした調達を実施しているが、毎年度、これまでの実績に限られることなく、その内容や調達先施設等を広げるように努める。
- 障害者就労施設等における民需拡大のため、当該施設等が生産・加工・製作した物品の直売会としてマルシェの開催や、障害者就労施設等との人的交流などの提案・要望等があった場合は、可能な限り協力する。